

告 示

埼玉県告示第六百三号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鳩山町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

鳩山町全域

四 作業期間

令和二年五月十三日から令和三年三月二十五日まで